

亀岡市 不妊治療助成金 申請書類チェックリスト

【申請条件】

- 治療開始時に亀岡市に住民票があり、かつ、京都府内に1年以上住民票がある(事実婚を含む)
※転入直後等でこの条件に非該当の方は、担当者による確認が必要です
- 生活保護世帯ではない
- 各種医療保険に加入している

【申請に必要なものおよび記載の注意事項チェック】

亀岡市不妊及び不育症治療費(一般不妊治療・不育症治療等)助成金交付申請書

- 「申請者」「受療者」欄には、治療を受けた者の氏名が記載されている
- 空欄でご持参ください→日付、住民となった日、申請額、過去の給付有無(窓口で確認します)
- 個人情報に関する注意事項を確認の上、同意の署名をしている
- 年度ごとに1枚の申請書となっている(複数年度の証明書がある場合)
- 保険証の保険者番号が正しく記載されている(不明な場合は空欄でご持参ください)

亀岡市不妊治療医療機関証明書、または亀岡市不妊治療医療機関証明書(不育症治療)

- 申請期限内である(治療開始日の翌日から1年以内の申請である)※不育症は1回の妊娠ごと
- 院外薬局で処方を受けた場合、医療機関で記載されたものとは別に、薬局で証明書を記載されている
- 年度ごとに1枚の証明書となっている(複数年度にわたり治療をしている場合)
- 限度額適用認定証を利用した場合は、適応月と区分の記載がある

亀岡市不妊及び不育症治療費助成金交付請求書

- 空欄でご持参ください→日付2か所、請求額(窓口で確認します)※請求額の訂正印による修正は不可
- 請求者名、振込先口座名義人、申請者名が同一である
→同一でない場合は、別途「委任状」が必要です
(委任状)
 - 日付は空欄でご持参ください(窓口で確認します)
 - 印鑑は朱肉を用いるタイプのものを使用している(スタンプ印は不可)

請求書に記載する振込口座の情報がすべて分かるもの(通帳が望ましい)

- 金融機関コード・支店コードを調べて記載している(必ず各自でご確認の上お持ちください)

事実婚関係に関する申立書(該当者のみ)

→申請者本人とパートナーの住民票(続柄のわかるもの)と、戸籍謄本をご持参ください

受療者の保険者番号のわかるもの(有効期限内の保険証、資格証明書、マイナ保険証のいずれか)

→マイナ保険証の場合は、マイナポータルで保険者番号を確認できるようご準備ください

本人確認書類(住所、氏名、生年月日の分かるもの)

- 印鑑(訂正箇所がある場合に使用します。朱肉を用いて押印するもので、スタンプ印は不可)

限度額適用認定証(治療期間内に利用された方)

高額療養費、または付加給付の振込金額の分かるもの(コピー)

【以下は、すべての申請者の方に確認していただく必要があります】

1.医療機関証明書に記載された治療期間内に、高額療養費制度に該当する月があるか、必ずご確認ください

※該当の有無など、わからない場合は、保険者(保険証を発行しているところ)にご確認ください

【限度額適用認定書、高額療養費制度及び付加給付該当チェックリスト】

- ①限度額の最低ライン「24,600円/月」を超える月がある
- ②限度額適用認定証の利用が間に合わなかった月があり、「24,600円/月」を超える月がある
- ③限度額適用認定証を使用したか、区分や適応月が不明で、証明書に記載がないため確認が必要
- ④付加給付の可能性のある(保険者が以下の場合は、該当の可能性あります)
 - 健康保険組合(いわゆる建設国保や医師国保など)
 - 健康保険組合(主に大企業やそのグループ会社など)
 - 共済組合(公務員、私立学校教員など)

2.窓口での申請時点で、上記の該当が不明確な方につきましては、上記の1.をご確認いただき、

該当・非該当にかかわらず、確認の結果を1週間以内にご連絡ください

- ①②④の該当月はなかった
- ①②④の該当月があり、給付申請予定。その後、給付金の金額の明細が手元に届いたら、コピー(※原本は不可)を保健センターに返送する
(手続き完了目安→ 月ごろの予定)
- ③について、保健センターに回答が必要

※確認の必要性が生じた場合、ご加入の保険者に問い合わせをさせていただくことがあります。ご了承ください。

お問合せ先 ☎0771-24-5016(平日8:30~17:15) 亀岡市こども家庭課 母子健康係(保健センター内)